

核不拡散・核軍縮に関する安全保障理事会首脳会合で採択された

「安保理決議 1887 号(2009)」¹⁾について

- **経緯:**2009年9月24日、ニューヨークの国連本部で、オバマ大統領のイニシアティブで「核軍縮・不拡散に関する安全保障理事会首脳会合」が開催された。同大統領自身が議長を務めた会合では、核不拡散体制の強化と、同大統領が提唱する「核兵器のない世界」の構築に向けて、核軍縮、原子力平和利用、包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効、核兵器用核分裂物質の生産禁止条約(カットオフ条約)の早期交渉開始、核テロ対策(核セキュリティ)、北朝鮮及びイラン(国名は明示されていないが2国を暗示)の安保理決議遵守、非核地帯条約・構想などを網羅した包括的な一連の目標を盛り込んだ「安保理決議 1887 号(2009)」が全会一致で採択された(決議の概要、オバマ大統領及び鳩山首相演説の概要等は別添1参照)。この決議は、オバマ大統領のイニシアティブにより作成され、数ヶ月に渡る米国と各国との交渉の成果と言われている。
- **意義・成果:**今年4月、オバマ大統領はプラハで、核兵器を使用した唯一の国として米国が軍縮を推進する道義的責任を有するとし、「核兵器のない世界」の構築を目指すことを表明した。その後、第1次戦略兵器削減条約(START-1)後継条約の交渉開始や核弾頭数等の削減で露国と合意、ラクイラ・サミットでは「核兵器のない世界」の構築に関しG8首脳と合意した(「核不拡散に関するラクイラ声明」)。そして今回、G8合意よりも包括的な内容を盛り込んだ決議を、常任理事国(5核兵器国)及び非常任理事国(10カ国)の各国首脳が参加した国連安保理の場で全会一致という国際的コンセンサスを得た形で採択させた。同大統領のノーベル平和賞受賞決定も相まって、2010年4月の「核セキュリティ・サミット」を経て、同年5月のNPT運用検討会議の開催に向け、核不拡散体制の強化と核軍縮へのモメンタムは高まりつつある。
- **課題:**しかし、以下のような課題もある。

第一: 決議そのものに法的拘束力はなく²⁾、また決議は安保理常任理事国(米、英、仏、露、中)と非常任理事国(日本、豪州、ブルキナファソ、コスタリカ、クロアチア、リビア、メキシコ、トルコ、ウガンダ、ベトナム)の間のコンセンサスであり、NPT未加盟のインド、パキスタン、イスラエルや、核開発問題で対立する北朝鮮及びイランは決議には参加していない。つまり本決議は、核兵器国とNPTや核不拡散上、特段問題ない国々の合意に留まっている。

第二: また決議は一連の目標の列記に留まり、核不拡散体制の強化と軍縮のための個別具体的な方策の検討まで踏み込んでいない。決議は、具体的方策よりも、先ず常任理事国と非常任理事国が協調して目標に挑んでいくとの国際社会の結束を優先させている。

第三: 決議では上記NPT未加盟国にNPTへの加盟を促しているが(決議第4項目)、インドのPuri国連大使は、9月23日付ライス米国国連大使宛の書簡の中で、「インドはNPTの普遍化への要求を受け入れられない、非核兵器国としてはNPTに加盟しない、核兵器はインドの安全保障に不可分であり、差別のない国際

的な核軍縮がなされるまで、この状態であり続ける(NPTに加盟しない)」、と述べている³。またパキスタンのHaroon国連大使もライス大使への書簡の中で、「核不拡散体制は全ての国の公平かつ現実的な方法での参加によって強化される、核不拡散と核軍縮は均衡をなし、かつすべての国の安全保障上の利益を促進することを保証する必要がある」と述べ⁴、従来からのNPTに対する姿勢を崩していない。NPTが核兵器国と非核兵器国を明確に区別し、前者を5国に限定している現状では、NPTの普遍化は容易ではなく、普遍化を希求しつつも、米印原子力協力協定のように二国間での原子力協力が現実には行われている。

第四： 決議ではIAEA保障措置につき、非核兵器国に追加議定書への署名・批准・実施を求めている(第15、19項目)。2009年9月現在、IAEA加盟国144カ国のうち、追加議定書を批准しているのは92カ国+1機関(EURATOM)に留まっている(核兵器国は批准済み、イラン、北朝鮮、インドは未批准。ただし、核兵器国の追加議定書は国家安全保障に関する原子力関連活動を除外した任意の選択による活動を対象とし、非核兵器国のものと比較して適用範囲が限定されている。さらに核兵器国間においてもこの「国家安全保障除外」の適用方法は異なる)。米国は1998年に追加議定書に署名したが、10年後のブッシュ政権末期の2008年12月に国家機密・秘密情報の防護体制整備など国家安全保障の担保を図り、批准書に署名した。米国の批准には、イラン等の未批准国における追加議定書の適用を促す意図もあったようであるが⁵、IAEAに対する情報提供の拡大、IAEAの補完的アクセス及び環境サンプリング等、非核兵器国に新たな義務を課す追加議定書の普遍化は米国の意図に沿う方向には進んでいない。

第五： 決議では、核燃料供給保証を含む核燃料サイクルの多国間管理につき、これらが核拡散リスクを削減する効果的手段であり、構築に向けた措置に合意するようIAEA理事会を促している(第14項目)。2009年6月のIAEA理事会では、核燃料供給保証のうちIAEA核燃料バンク及び露国アンガルスクでの低濃縮ウラン備蓄の構築をIAEAが中心となって進展させていくことにつき議論が行われたが、これらの枠組みによりNPT第IV条の原子力平和利用(注：濃縮・再処理も含む)の権利が奪われるのではないかとNAM諸国の懸念により合意が得られず、結局、IAEA理事会で協議と議論を継続していくとの合意に留まった。NPT第IV条の原子力平和利用の権利については、今回の決議ではこれが「奪い得ない権利」であることを確認しているものの(第12項目)、懸念を唱えるNAM諸国等を説得するに足るとは言い難く、今後、核燃料の供給要件や核燃料の受領国となることのできる資格など、個々の枠組み毎にきめ細かい対応を行っていくことが求められる。

第六： 決議は、NPTからの脱退につき、脱退国が脱退前に行ったNPT違反に関し、脱退後もその責任を有することを確認するとしている(第17項目)。これは脱退を表明しているものの、その位置付けが曖昧なままである北朝鮮のケースを想定していると思われるが、脱退後の責任につき何の規定がない現条約よりも踏み込んだものとなっている。

しかし現実には、すでにNPTからの脱退を表明済みの北朝鮮⁶の外務省スポークスマンは、真っ向から決議に反論、「国際社会の要望と意思をまったく反映せず、我々はダブル・スタンダードな決議にまったく拘束されない。「核兵器のない世界」を構築するには、最も核兵器を所有する国が核兵器削減と破壊に主導的立

場を採ることが必須である」と述べているという⁷。さらに北朝鮮のSin Son Ho 国連大使は、安全保障理事会宛の書簡の中で、「兵器(arsenal)の放棄は、米国が同じことを行わない限り、夢の中でさえも考えられるものではない(unthinkable)、NPTに再加盟することも想像できない(unimaginable)」と述べていたと報じられている⁸。

第七： 決議では、米露による START-1 後継条約にむけた交渉を歓迎する(決議前文)とともにすべての国が核兵器削減及び軍縮に関する効果的な方法や条約につき交渉すること、他のすべての国もこれに追随するよう呼びかけている(第5項目)。

米露の核軍縮に関し、メドヴェージェフ大統領は、米国とのSTART-1 後継条約を本年 12 月までに署名したいとの意向を示し⁹、米露の核軍縮への足並みは揃いつつあるようにも見える。しかし、米露のSTART-1 後継条約の年内署名及び発効については否定的な見解もある。今年 7 月の米露首脳会談での核弾頭運搬手段の削減数の合意に基づけば、米国は現在稼働中の地上施設や潜水艦の削減も迫られる可能性があること、核施設の閉鎖・移設・解体に必要なプロセスの実行能力及び財源の確保が必要なこと、削減状況の検証方法にも議論の余地があること¹⁰、また仮に交渉が妥結し条約が署名されても、上院でこれを批准できるか否か、具体的にはSTART-1 が失効する 12 月までの時間的制約の中で批准に必要な上院議員の 2/3 の賛成票を得るために反対する共和党議員への対応も課題として残っている¹¹。

さらにアジアの核兵器国である中国の動向もフォローする必要がある。胡錦濤国家主席は、すべての核保有国が軍縮を誠実に実行すべきこと、また米露に対し核軍縮を要請、無条件の先制不使用(no-first-use)と消極的安全保証政策を強調した¹²。米国科学者連盟(FAS)による 2009 年の世界の核戦力状況¹³によれば、世界の核兵器の 95%以上は米露が保有しており、中国は露・米・仏に続く 4 番目の核兵器保有国であり、その保有量も全体の 1%程度である。しかし、2009 年 3 月の米国国防総省情報局のAnnual Threat Assessment¹⁴によれば、「中国は現在、米国を標的にする能力を持つICBM(大陸間弾道弾)を 50 基以下しか保有していない。しかし、米国に届くICBMの弾頭数は、MIRV(多弾頭ミサイル、1 個の弾頭が複数の弾頭を内蔵し、一度に複数の個別目標に対する誘導が可能なもの)方式が採用されれば、15 年間で 2 倍以上になり得る」とし、中国の核兵器能力増大を懸念している。中国に関しては、米露の核軍縮に沿う方向に進んでいくのか否か、その動向に注視する必要がある。

第八： 米国のCTBT批准が不透明なことである。決議は、核兵器国も含め全ての国が核実験を行わず、CTBTを署名・批准、同条約の早期発効を要請しており(第7項目)、9 月 24-25 日に開催された第 6 回CTBT発効促進会議でも、その旨を盛り込んだ「最終宣言」が採択されている。また 10 年ぶりに同会議に復帰した米国は、自身のCTBT批准を促進させるべく努力すること、CTBT発効のために包括的な外交戦略を他国と協力して策定していくとしている¹⁵。

米国でのCTBT批准には上院議員の 2/3 を必要とし、CTBTの検証能力及び、自国の核戦力維持等に対する懸念から批准に反対する共和党票も取り込む必要があるため、批准できるかは微妙な状態にある。また仮に米国が同条約を批准できても、他の 8 つの発効要件国(中国、インドネシア、エジプト、イスラエル、イラン、

インド、パキスタン、北朝鮮)が米国に追随するかは別問題である。現在のところ、北朝鮮は沈黙、中国はCTBTに対する一般的な支持を表明するに留まり、エジプトはイスラエルのNPT加盟を条件とし、イランはNPT未加盟国の加盟・批准の重要性を指摘している¹⁶。

- **日本の立場:** 鳩山首相は、世界で唯一の被爆国である日本が果たすべき道義的な責任として、核軍拡の連鎖を断ち切る道を選択したこと、非核三原則を堅持し核廃絶を先導していくことを述べ、オバマ大統領の「核兵器のない世界」に共鳴を示した。そして、①核保有国に対して核軍縮を求めること、②CTBTの早期発効、カットオフ条約の早期交渉開始を強く訴えること、③日本自身が核軍縮・不拡散を主導する積極的な外交を展開すること、④新たな核拡散の動きに対し、積極的に対応すること、⑤原子力の平和利用にあたり、拡散のリスクを低減し、保障措置・核セキュリティ・原子力安全の各項目について最高レベルの水準を遵守することが必要と述べた¹⁷。また第6回CTBT発効促進会議では岡田外相が、日本は来年のNPT運用検討会議に向けCTBT未批准国にハイレベルの特使を派遣してCTBT署名・批准を働きかけるとともに、核実験の国際監視制度の支援強化を図っていくとの「発効促進イニシアティブ」を表明している¹⁸。

上記⑤に関連し、日本は世界で唯一の被爆国であると同時に、世界で唯一、商業規模での核燃料サイクルを実施している非核兵器国である。今後、原子力発電導入が活発化していくと予想されるアジアや中東の国々は、原子力利用とともに、必然的に核不拡散、安全、核セキュリティを並行して推進していくことが求められる。日本は、原子力導入から半世紀以上、これらの面において経験、知識・知見、人材を蓄積しており、そのような日本が今後とも自らを向上させつつ、新規原子力導入国に対してこれらの面で協力していくことが、将来の世界の原子力の平和利用及び不拡散体制の推進に貢献していくことに繋がり、また期待されていることでもある。

また10月16日の報道によれば¹⁹、日本政府は、15日、「核廃絶に向けた軍縮の必要性を訴える決議案²⁰を国連総会の第1委員会(軍縮・安全保障)に提出した」という。同決議案は、「米国を含む41カ国が共同提案国に名を連ねており」、「①CTBTの署名・批准による早期発効、②来年のNPT運用検討会議の受容性と条約の前進、③透明性のある方法での核兵器の削減、④ジュネーブ軍縮会議の作業促進、⑤対北朝鮮制裁決議の履行の重要性と六者協議の早期再開、等が盛り込まれた」という。

- **帰結:** オバマ大統領のイニシアティブにより作成され、他の常任理事国と非常任理事国との粘り強い交渉を経て、核不拡散及び軍縮につき包括的な安保理決議が採択されたことは歴史的合意とも評されており、同大統領のノーベル平和賞決定も併せて、2010年5月のNPT運用検討会議に向け、「核兵器のない世界」構築へのモメンタムは高まりつつある。これからが正念場である。

別添1:「安保理決議 1887号(2009)」の概要、オバマ大統領、鳩山首相等演説概要

別添2: ①第64回国連総会、②第6回包括的核実験禁止条約(CTBT)発効促進会議、③鳩山首相と各国首相等との首脳会談、④米露首脳会談、の概要及び発言等のポイント等(核不拡散関連部分のみ)

-
- ¹ Resolution 1887 (2009), Adopted by the UN Security Council at its 6191st meeting, on 24 September 2009,
<http://daccessdds.un.org/doc/UNDOC/GEN/N09/523/74/PDF/N0952374.pdf?OpenElement>
- ² 国連憲章25 条の「決定」(“decisions”)が、同27 条の「決定」(“decisions”)と異なる意味を持つ「法的拘束力」を包含するものと解せば、今回の決議では最後の項目(第29項目)に安保理決議の慣用的締めくり文として「Decides to remain seized of the matter. (引き続き事態の掌握に努めるものと決する)」として”decide”の単語が使われているのみで、他の項目決議1~28項目には”decide”の語句は使われていない。
- ³ “Letter from Permanent Representative of India to the UN addressed to the President of the Security Council outlining India’s approach and perspectives regarding the Security Council’s Summit meeting on Nuclear Non-Proliferation and Nuclear Disarmament”, 24/09/2009, Ministry of External Affairs, India, <http://meaindia.nic.in/>
- ⁴ “LETTER TO THE PRESIDENT OF THE SECURITY COUNCIL IN THE CONTEXT OF UNSC RESOLUTION 1887”, http://www.mofa.gov.pk/Press_Releases/2009/Oct/Letter.htm
- ⁵ 米国の追加議定書批准につき参考:「米国の(保障措置)追加議定書批准」、核不拡散ニュース 濱田解説、No.0116 2009-2/13、http://www.jaea.go.jp/04/np/np_news/0116.html
- ⁶ 北朝鮮は1985年NPTに署名、1992年に保障措置協定(INFCIRC/153型)をIAEAと締結したが、1993年3月にNPT脱退表明、6月に脱退留保を表明。2003年1月に再度NPT脱退を表明。
- ⁷ “DPRK rejects UN Resolution 1887 on non-proliferation, disarmament”,
<http://english.people.com.cn/90001/90777/90851/6774748.html>
- ⁸ Giving Up Nukes “Unthinkable,” North Korea Says, Wednesday, Oct. 7, 2009, Global Security Newswire by National Journal Group, http://gsn.nti.org/gsn/nw_20091007_4913.php
- ⁹ 核不拡散・核軍縮に関する安保理首脳会合(概要と評価)、
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/un_cd/gun_un/anpori_k09_gh.html
- ¹⁰ 特集:国際情勢分析、「米露の核兵器削減 枠組み合意 新条約締結には課題山積」、2009/7/11、Fuji Sankei Business i,
<http://www.business-i.jp/news/special-page/oxford/200907110001o.nwc>
- ¹¹ 「START後継条約に関する合意」—米国にとっての意味と課題、2009年7月10日、日本国際問題研究所軍縮・不拡散促進センター、戸崎洋史、
<http://www.cpdnp.jp/pdf/2009.07-START%8C%E3%8Cp%8F%F0%96%F1-OpEd.pdf>
- ¹² 核不拡散・核軍縮に関する安保理首脳会合(概要と評価)、
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/un_cd/gun_un/anpori_k09_gh.html
- ¹³ “Status of World Nuclear Forces”,
<http://www.fas.org/programs/ssp/nukes/nuclearweapons/nukestatus.html>
- ¹⁴ ANNUAL THREAT ASSESSMENT, Statement before the, Committee on Armed Services, United States Senate, 10 March 2009, Lieutenant General Michael D. Maples, U.S. Army, Director, Defense Intelligence Agency,
<http://armed-services.senate.gov/statemnt/2009/March/Maples%2003-10-09.pd>,
- ¹⁵ Statement by the Press Secretary

on the U.S. delegation to the Conference on Facilitating the Entry into Force of the Comprehensive Nuclear Test Ban Treaty、
http://www.whitehouse.gov/the_press_office/Statement-by-the-Press-Secretary-on-the-US-delegation-to-the-Conference-on-Facilitating-the-Entry-into-Force-of-the-Comprehensive-Nuclear-Test-Ban-Treaty/

16 シンポジウム報告書「包括的核実験禁止条約(CTBT)にかかわるシンポジウム-核実験監視技術とその科学的応用-」、日本原子力研究開発機構、
<http://www.jaea.go.jp/04/np/activity/2009-07-09/report.pdf>

17 核不拡散・核軍縮に関する安保理首脳会合鳩山総理演説、
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/21/ehat_0924b.html

18 第6回包括的核実験禁止条約(CTBT)発効促進会議岡田大臣演説、
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/21/eokd_0924.html

19 「核軍縮決議案、米初めて共同提案国に 日本が国連委提出」、朝日新聞、
<http://news.goo.ne.jp/article/jiji/world/jiji-091016X615.html?C=S> (注:09.10.20 現在で当該記事掲載の URL)

20 日本は「核廃絶決議案」を1994年から毎年、同委員会及び国連総会に提案している。